

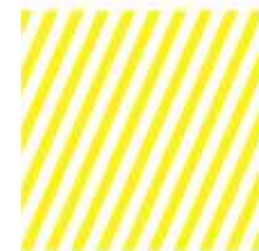
# 本市景観形成の取組概要について

---

2021年2月12日

茨木市 都市整備部 都市政策課

次なる  
茨木へ。



茨木には、次がある。

## ～ 目次 ～

### 1. 景観計画策定までの取組について

### 2. 景観計画について

(1) 計画の目的・位置づけ

(2) 茨木市の景観特性

(3) 茨木市のめざすべき景観像

(4) 茨木市の景観形成の目標

(5) 景観計画区域の設定

(6) 良好な景観形成の方針

(7) 行為の制限に関する事項

(8) 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

(9) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する  
行為の制限に関する事項

(10) 景観重要公共施設の整備に関する事項

(11) 誇れる景観づくりの実現に向けて

# 1. 景観計画策定までの取組について

---

平成元年4月1日	茨木市都市景観整備基本要綱制定
平成2年1月1日	茨木市都市景観整備基本計画策定
平成5年～平成21年	都市景観整備地区デザインマニュアル策定（8地区） 平成5年 阪急高架周辺地区 平成6年 茨木鮎川線周辺地区 平成9年 中央通り周辺地区 平成12年 エキスポロード周辺地区 平成15年 川端通り、桜通り周辺地区 平成16年 彩都地区 平成19年 道祖本摂津北線周辺地区 平成21年 樁の本陣周辺地区
平成16年12月17日	景観法施行
平成22年4月1日	茨木市が景観行政団体へと移行
平成24年7月1日	茨木市景観計画策定、茨木市景観条例制定
平成25年1月1日	大阪府より屋外広告物許可等に関する事務移譲

## 2. 景観計画について

### (1) 計画の目的・位置づけ（第1章：1～2ページ）

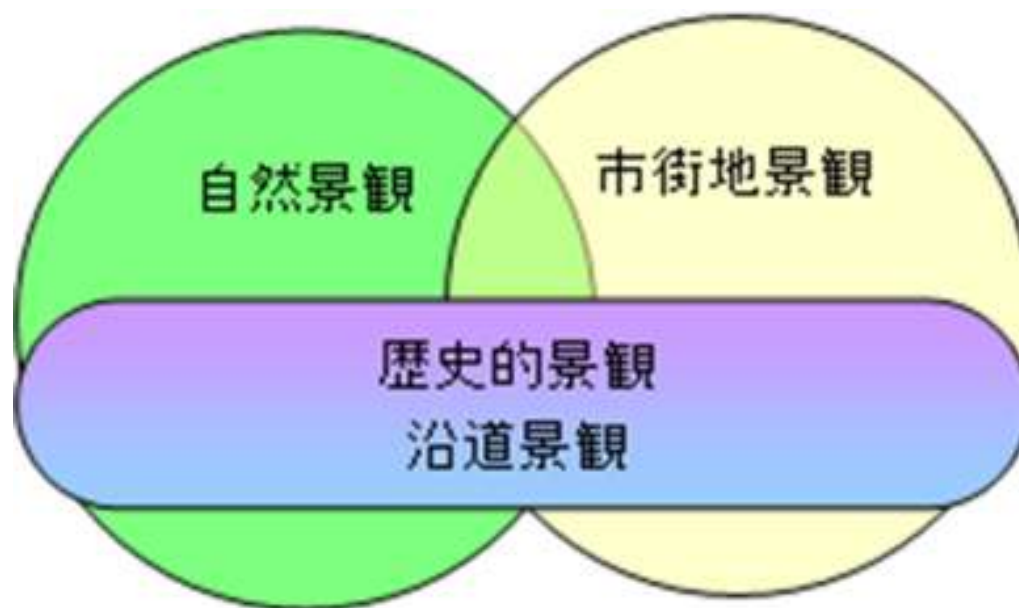
- 景観法を活用した今後の景観行政の全体像を一つの計画書として示すことを目的
  
- 市民、事業者、行政それぞれが、将来の景観のあり方を考え、共有し、住み続けたいまちを未来へ継承していくための指針で、本市の良好な景観形成を誘導していくための方針
  
- これまでの茨木市の景観行政を重視し、その理念等を踏襲するとともに、大阪府の景観行政、さらには関連計画との整合に留意して策定
  - ⇒ 景観計画策定以前までの景観行政の取組みであった「茨木市都市景観整備基本計画」「都市景観整備地区デザインマニュアル」の内容は景観計画に反映

## 2. 景観計画について

### (2) 茨木市の景観特性（第2章：5～14ページ）

○ 以下の本市の景観要素ごとに、景観上の特性と課題を整理

- 自然景観：北摂山系の森林、棚田や集落、田園、河川 等
- 市街地景観：住宅地、商業地、工業地 等
- 歴史的景観：西国街道、亀岡街道 等
- 沿道景観：一般国道171号、府道大阪中央環状線等の広域幹線道路沿道



## 2. 景観計画について

### (3) 茨木市のめざすべき景観像 (第3章：15～17ページ)

北摂の自然と歴史に育まれ うるおいと心づかいの感じられるまち いばらき

- 都市計画マスタープランにおけるまちづくりの基本理念『「人持ち」でつながる「人カタウン」茨木』、関連計画、及び現況調査やアンケート調査から得られた景観特性を踏まえて設定

### (4) 茨木市の景観形成の目標 (第4章：18～20ページ)

- 景観要素ごとの特性を踏まえ、景観形成の目標を設定
  - 自然景観 : 自然が身近に感じられる景観をつくる
    - ①山並み景観 ②田園景観 ③道路景観 ④水辺景観
  - 市街地景観 : うるおいと周りへの配慮が感じられる市街地景観をつくる
    - ①住宅地景観 ②商業地景観 ③工業地景観 ④眺望景観
  - 歴史的景観 : 歴史の趣が感じられるまちなみをまもる
    - ①歴史景観
  - 沿道景観 : 心地よさが感じられる沿道景観をつくる
    - ①沿道景観 ②眺望景観

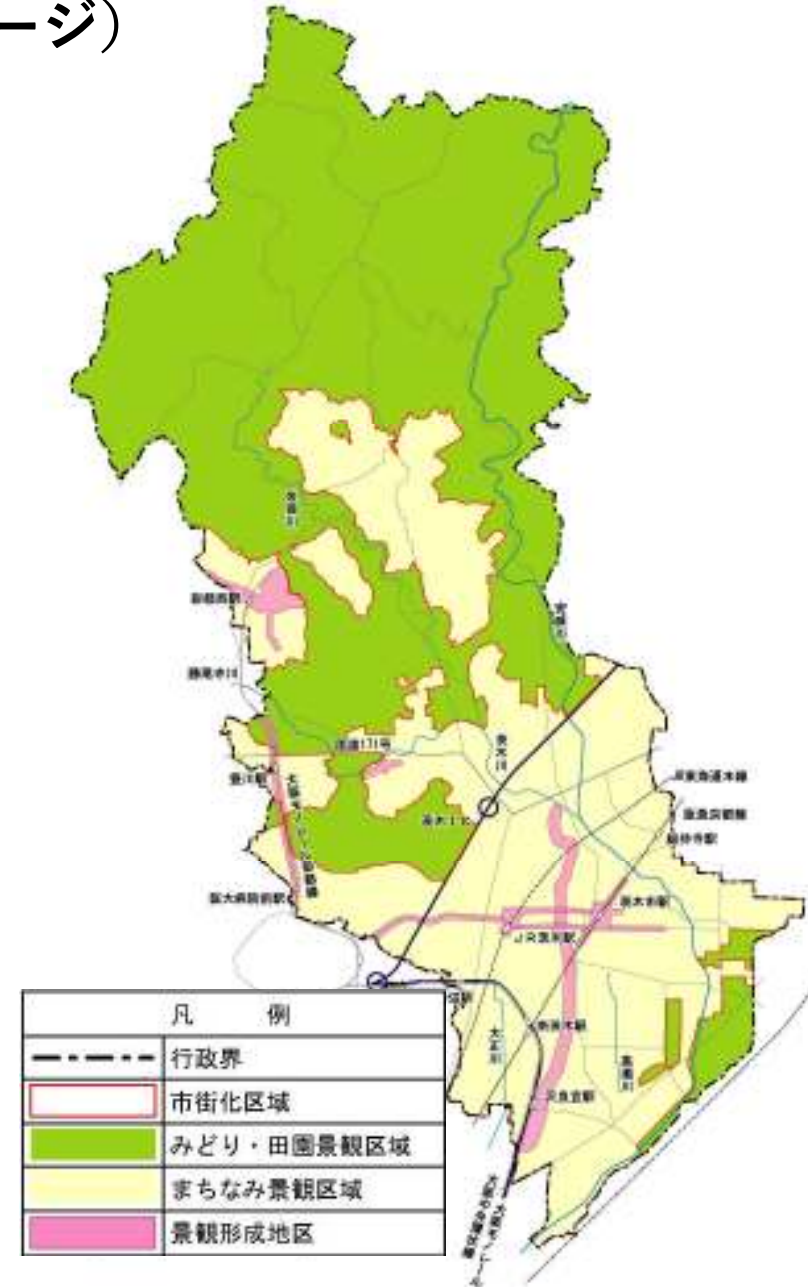
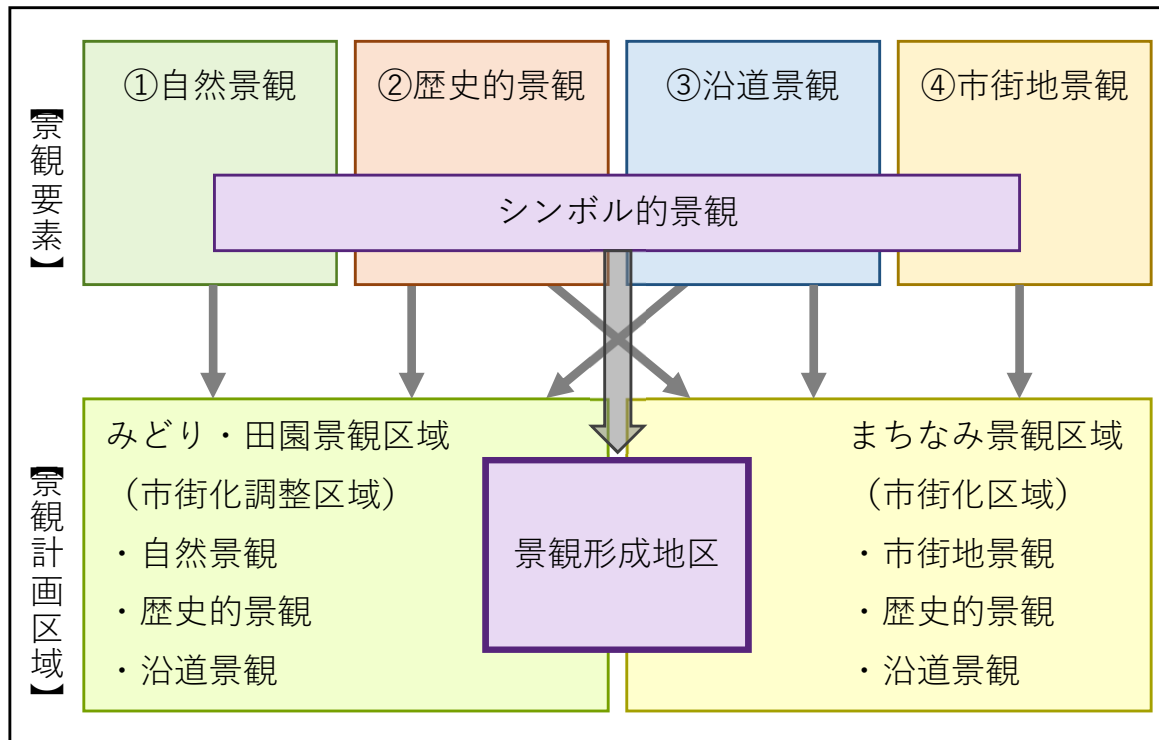
## 2. 景観計画について

### (5) 景観計画区域の設定 (第5章：21～24ページ)

#### ① 景観計画区域：本市全域

#### ② 景観計画区域の区分

- みどり・田園景観区域：市街化調整区域
- まちなみ景観区域：市街化区域



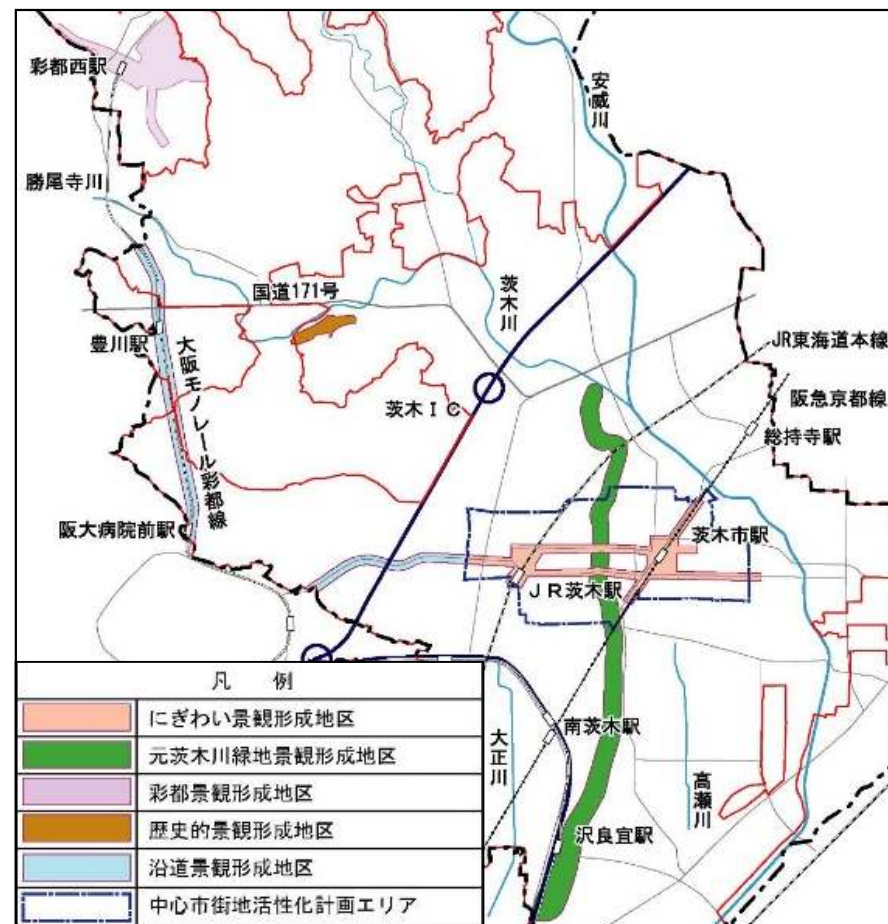


## 2. 景観計画について

### (5) 景観計画区域の設定

#### ③ 景観形成地区

- 本市のシンボルと言える景観であり、市として景観形成上重要と考える地区、及び地元発意によって積極的に景観形成を進めようとしている地区を「景観形成地区」に指定
- 景観計画策定以前の「デザインマニュアル策定8地区」を、景観特性に応じて5つの地区に区分し、景観形成地区に指定



#### <景観形成地区名>

##### 1) にぎわい景観形成地区

: 阪急高架周辺地区、中央通り周辺地区、茨木鮎川線周辺地区、エキスポロード周辺地区（東部）

##### 2) 元茨木川緑地景観形成地区

: 川端通り、桜通り周辺地区

##### 3) 彩都景観形成地区

: 彩都地区

##### 4) 歴史的景観形成地区

: 椿の本陣周辺地区

##### 5) 沿道景観形成地区

: エキスポロード周辺地区（西部）、道祖本摂津北線周辺地区

#### <デザインマニュアル地区名>



## 2. 景観計画について

---

### (6) 良好な景観形成の方針 (第6章：25～33ページ)

#### ① みどり・田園景観区域 (25～26ページ)

- 眺望を守る
- 周辺の自然環境への影響を軽減させる
- 緑の量を確保する
- 落ち着きのある景観を保全する

#### ② まちなみ景観区域 (27～28ページ)

- 眺望を守る
- 圧迫感を軽減する
- ゆとり・うるおいを感じさせる
- 歴史を感じさせる
- 周辺と調和した景観を形成する

## 2. 景観計画について

### (6) 良好な景観形成の方針

#### ③ 景観形成地区（29～33ページ）

##### 1) にぎわい景観形成地区（29ページ）

- 中心市街地にふさわしい景観を形成する
- ゆとり・うるおいを感じさせる
- 周辺と調和した景観を形成する

⇒ 中心市街地における最近の動向や景観上の課題を反映させる必要がある

##### 2) 元茨木川緑地景観形成地区（30ページ）

- 季節感ある環境を保全する
- ゆとり・うるおいを感じさせる

##### 3) 彩都景観形成地区（31ページ）

- 眺望を守る
- 賑わいと緑空間を創出する
- 落ち着きのある景観を形成する
- ゆとり・うるおいを感じさせる

##### 4) 歴史的景観形成地区（32ページ）

- 歴史を感じさせる
- ゆとり・うるおいを感じさせる

##### 5) 沿道景観形成地区（33ページ）

- 眺望を守る
- 魅力ある沿道景観を形成する
- 周辺と調和した景観を形成する
- ゆとり・うるおいを感じさせる

## 2. 景観計画について

### (7) 行為の制限に関する事項（第7章：34～59ページ）

#### ① 景観法第16条第1項に基づく届出対象行為（34～36ページ）

届出対象行為	対象物	規模		
		みどり・田園区域	まちなみ景観区域	景観形成地区
新築、増築、改築もしくは移転  外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更	建築物	①階数3以上 もしくは ②建築面積300㎡以上	①階数4以上 もしくは ②高さ10m以上 もしくは ③建築面積1000㎡以上 （増築にあたっては、既存建築物の建築面積との合計が1000㎡以上のもの）	すべて
新設、増築、改築もしくは移転  外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更	工作物 （広告塔は除く）	①地盤面からの高さが10m以上 もしくは ②築造面積300㎡以上	①地盤面からの高さが10m以上 もしくは ②築造面積1000㎡以上	すべて
開発行為	土地	行為地の面積500㎡以上	行為地の面積1000㎡以上	すべて
土地の形質の変更		行為地の面積1000㎡以上	行為地の面積1000㎡以上	すべて
物件の堆積	その他	行為地の面積1000㎡以上	行為地の面積1000㎡以上	すべて

## 2. 景観計画について

### (7) 行為の制限に関する事項

#### ② 景観形成基準（37～59ページ）

「みどり・田園景観区域」、「まちなみ景観区域」及び「景観形成地区（5地区ごとに設定）」について、以下の行為ごとに、良好な景観形成のために、配慮すべき事項の基準を設定

行為	配慮すべき事項
建築物の新築又は移転等	<ul style="list-style-type: none"><li>● 配置、規模、高さ</li><li>● 形態、意匠</li><li>● 色彩</li><li>● 素材</li><li>● 光源等</li><li>● 緑化、外構</li></ul>
工作物の新設又は移転等	
開発行為	<ul style="list-style-type: none"><li>● 方法</li></ul>
土地の形質の変更	
物件の堆積	

## 2. 景観計画について

### (8) 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針（第8章：60ページ）

#### ① 景観重要建造物の指定の方針

- 歴史的、文化的価値を有していると認められる建造物
- 地域の景観形成を推進する上でシンボルとなり得ると認められた建造物
- 地域における伝統的な様式を継承していると認められる建造物
- 市民に親しまれ、愛され、誇りとなっていると認められる建造物

#### ② 景観重要樹木の指定の方針

- 樹種、樹齢、樹容等からみて、景観上優れていると認められる樹木
- 地域のランドマークやシンボルとなっていると認められる樹木
- 市民に親しまれ、愛され、誇りとなっていると認められる樹木

※ 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、景観審議会の意見を聴かなければならない。（景観条例第22条）

## 2. 景観計画について

### (9) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項（第9章：61ページ）

- 市として屋外広告物に対する考え方を整理した上で、（仮称）「茨木市屋外広告物条例」を制定し、誘導
- 市中心部に位置し、シンボリックな景観として位置づけられた「にぎわい景観形成地区」の屋外広告物に関する方針を設定

⇒景観計画と連動した屋外広告物の規制・誘導を行うため、市の独自条例を制定する必要がある。

### (10) 景観重要公共施設の整備に関する事項（第10章：62ページ）

- 建築物等を対象とした景観形成基準だけでなく、道路、河川、公園等の公共施設も景観に配慮して整備していくことが必要
- そのため、道路、河川、公園についての景観重要公共施設の整備に関する基本方針を設定

## 2. 景観計画について

### (11) 誇れる景観づくりの実現に向けて（第11章：63ページ～68ページ）

#### ① 誇れる景観づくりの意義（63ページ）

#### ② 市民・事業者・行政の意識を高める（63ページ）

- 1) 市民の役割
- 2) 事業者の役割
- 3) 行政の役割

#### ③ 各地区での実践を促進する（64～66ページ）

##### 1) 市民による景観まちづくり

- 提案制度（景観法第11条第2項）
- 景観協定（景観法第81条第1項）
  - 山手台新町景観協定（平成24年9月13日～）
  - 彩都E11街区景観協定（令和2年12月17日～）

##### 2) 勉強会等の開催

- 景観づくりに関する「シンポジウム」
- 地区の景観について話し合う「タウンミーティング」等

##### 3) 表彰制度の活用（茨木市景観条例第26条）

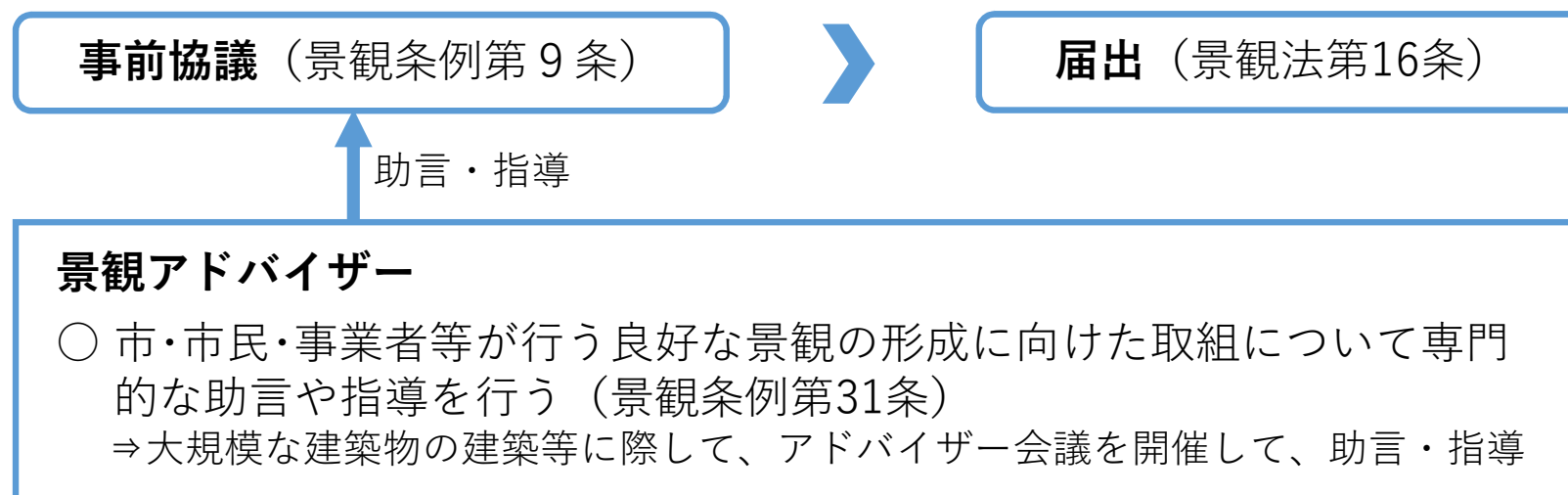
- 現在までに景観賞を6回開催



## 2. 景観計画について

### (11) 誇れる景観づくりの実現に向けて

#### ④ 効果的な景観誘導のための仕組み（67ページ）



#### 【参考】実績件数

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度※
届出件数	109件	99件	93件	121件	90件
景観アドバイザーによる助言件数	8件	1件	4件	8件	2件

※R2.4.1～  
R3.1.20

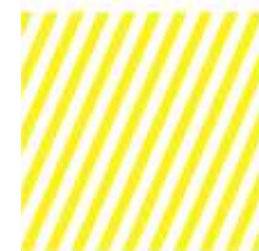
# 中心市街地等における景観形成・保全推進事業の概要について

---

2021年2月12日

茨木市 都市整備部 都市政策課

次なる  
茨木へ。



茨木には、次がある。

## ～ 目次 ～

1. 取組の背景
  - (1) 中心市街地に関連した最近の動向
  - (2) 中心市街地における現状と課題
2. 取組の目的と成果
3. 取組の進め方とスケジュール
4. 令和2年度 of 取組内容（詳細）

# 1. 取組の背景

## (1) 中心市街地に関連した最近の動向

### ①中心市街地において進行しているプロジェクト

- ・中心市街地では、市民会館跡地エリアや元茨木川緑地、阪急茨木市駅西口・JR茨木駅西口において新たな拠点形成に向けた事業が進みつつあります。

### ②次なる茨木・グランドデザイン／クラウドプロジェクト

- ・次なる茨木・グランドデザイン（案）では、中心市街地で展開する各事業の効果を、ある一つの場所での出来事「点」で終わらせるのではなく、全体に「面」的に波及させていくため、多様な主体（民間、市民、大学、企業等）と関係・対話（＝クラウドプロジェクト）しながら、中心市街地の全体像、将来像を描いていきます。

### ③国土交通省が示すウォーカブル推進都市の考え方・イメージ

- ・国土交通省が掲げる「居心地がよく歩きたくなるまちなか」の形成に向けた取組である「ウォーカブル推進都市」にも賛同しています。

# 1. 取組の背景

## (1) 中心市街地に関連した最近の動向

### ① 中心市街地において進行しているプロジェクト

- ・ 中心市街地では、**市民会館跡地エリア**や**元茨木川緑地**、**阪急茨木市駅西口**・**JR茨木駅西口**において**新たな拠点形成**に向けた事業が進みつつあります。

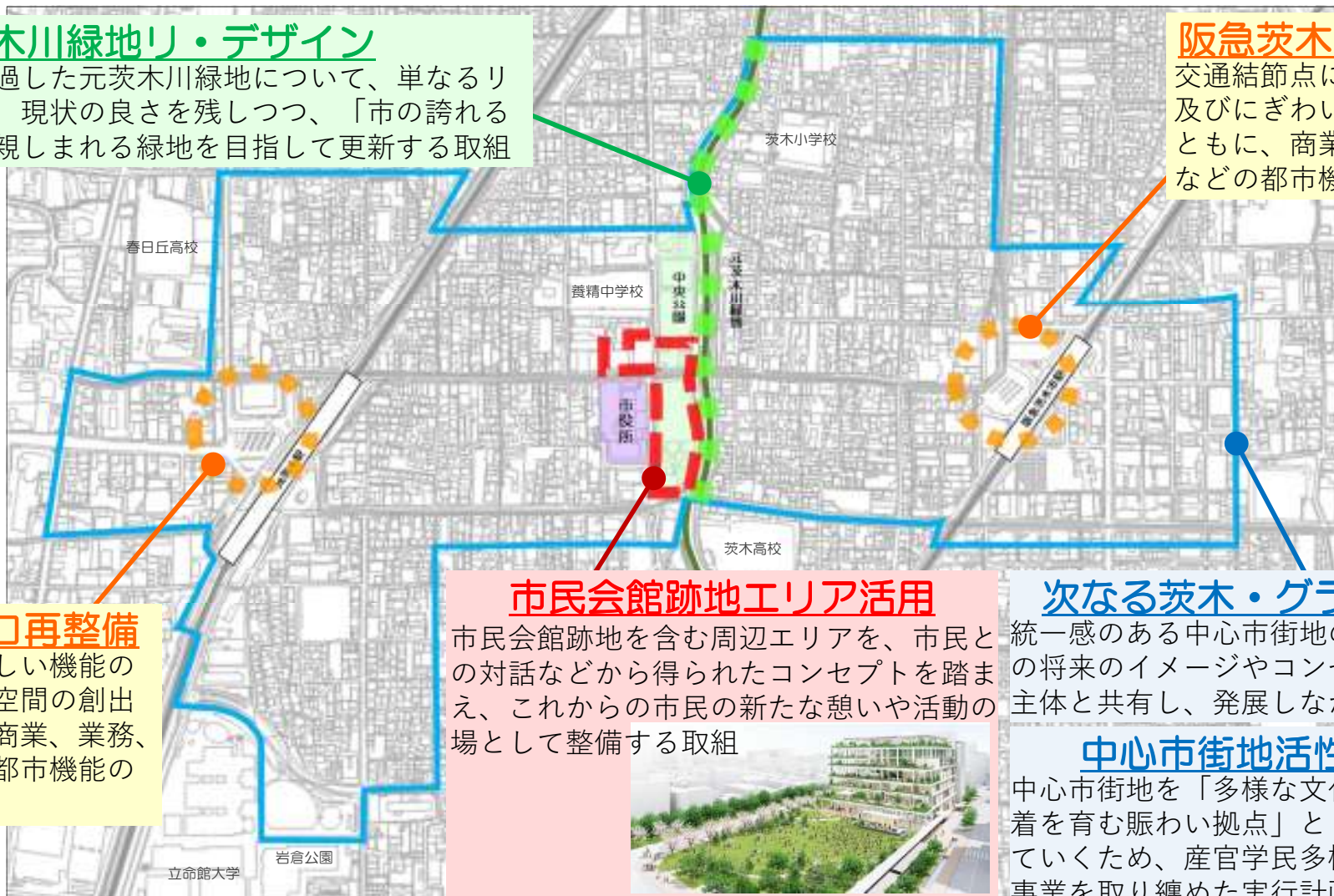
### ● 中心市街地で進んでいるプロジェクト

#### 元茨木川緑地リ・デザイン

開園から40年を経過した元茨木川緑地について、単なるリニューアルでなく、現状の良さを残しつつ、「市の誇れる財産」として長く親しまれる緑地を目指して更新する取組

#### 阪急茨木市駅西口再整備

交通結節点に相応しい機能の充実及びにぎわい空間の創出を図るとともに、商業、業務、文化、居住などの都市機能の充実を図る取組



#### JR茨木駅西口再整備

交通結節点に相応しい機能の充実及びにぎわい空間の創出を図るとともに、商業、業務、文化、居住などの都市機能の充実を図る取組

#### 市民会館跡地エリア活用

市民会館跡地を含む周辺エリアを、市民との対話などから得られたコンセプトを踏まえ、これからの市民の新たな憩いや活動の場として整備する取組

#### 次なる茨木・グランドデザイン

統一感のある中心市街地の整備を図るため、その将来のイメージやコンセプトを示し、多様な主体と共有し、発展しながら作り上げる取組

#### 中心市街地活性化基本計画

中心市街地を「多様な文化が集い、まちへの愛着を育む賑わい拠点」として魅力ある空間にしていくため、産官学民多様な主体による様々な事業を取り纏めた実行計画

# 1. 取組の背景

## (1) 中心市街地に関連した最近の動向

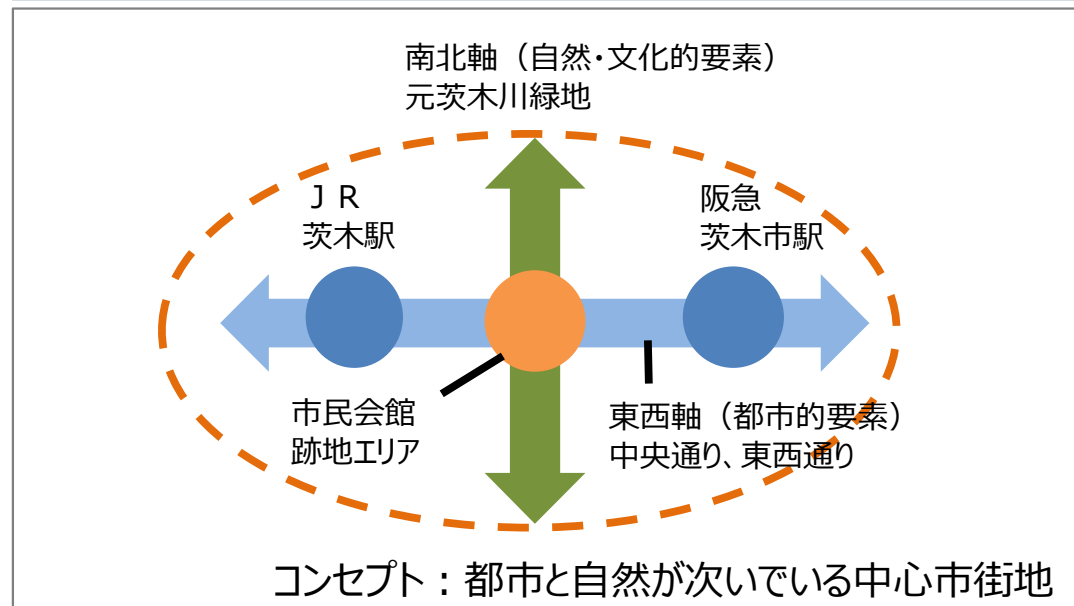
### ②次なる茨木・グランドデザイン（案）で示すまちづくりの考え方

- ・次なる茨木・グランドデザイン（案）では、中心市街地で展開する各事業の効果を、ある一つの場所での出来事「点」で終わらせるのではなく、全体に「面」的に波及させていくため、多様な主体（民間、市民、大学、企業等）と関係・対話（＝クラウドプロジェクト）しながら、中心市街地の全体像、将来像を描いていきます。

### ●中心市街地のコンセプト

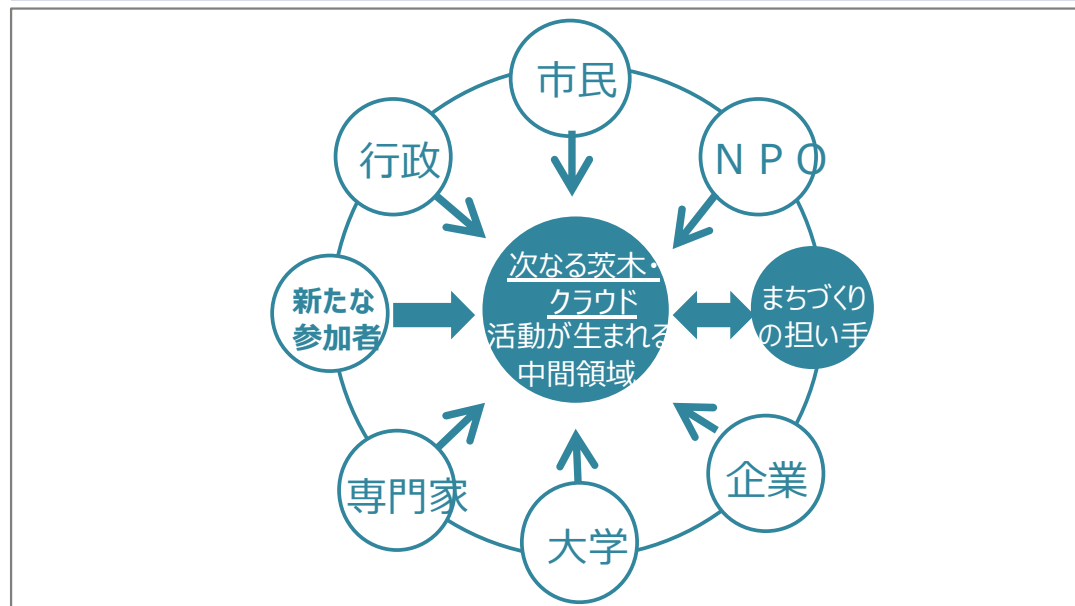
#### 進め方① 活動を促す場づくり（ハード）

⇒面で捉え、波及効果を生み出す



#### 進め方②多様な主体による活動（ソフト）

⇒人々の出会いや活動を生み出す



目指す  
まちなかの姿

- ・多様な活動による居心地が良く歩きたくなるまちなか（ウォークブルシティ）
- ・人々の出会い・交流により新たなコトや価値を創出し、エリアの魅力・価値を向上



# 1. 取組の背景

## (1) 中心市街地に関連した最近の動向

### ③国土交通省が示すウォーカブル推進都市の考え方・イメージ

- 国土交通省が掲げる「居心地がよく歩きたくなるまちなか」の形成に向けた取組である「ウォーカブル推進都市」にも賛同しています。

#### ●「居心地がよく歩きたくなるまちなか」形成のイメージ (国土交通省HPより抜粋)

**「居心地がよく歩きたくなるまちなか」からはじまる都市の再生**  
～都市におけるイノベーションの創出と人間中心の豊かな生活の実現～  
**「居心地がよく歩きたくなるまちなか」形成のイメージ例**

※地域特性に応じた取組を、歩ける範囲のエリアで集中的あるいは段階的に推進  
※人口規模の大小等を問わず、その特性に応じた手法で実施可能

**居心地がよく歩きたくなるまちなか**

<b>Walkable</b>	歩きたくなる	居心地が良い、人中心の空間を創ると、まちに出かけたくなる、歩きたくなる。
<b>Eye level</b>	まちに開かれた1階	歩行者目線の1階部分等に店舗やラオバがあり、ガラス張りで見えたと、人は歩いて楽しくなる。
<b>Diversity</b>	多様な人の多様な用途、使い方	多様な人々の多様な交流は、空間の多様な用途、使い方の共存から生まれる。
<b>Open</b>	開かれた空間が心地良い	歩道や公園に、芝生やカフェ、椅子があると、そこに居たくなる、留まりたくなる。

**都市構造の改変等**

- 都市構造の改変 (通過交通をまちなか外へ誘導するための外周街路整備等)
- 都市機能や居住機能の戦略的誘導と地域公共交通ネットワークの形成
- 拠点と周辺エリアの有機的連携
- データ基盤の整備 (人流・交通流、都市活動等に係るデータプラットフォームの構築等) 等

**1階をガラス張りの店舗にリノベーションし、アウトレタを可視化**  
駅前地区の1階を可視化 (高崎駅前地区)

**2つの開発の連続による一体整備された神保町(東京都中央区)**

駅前のトランジットモール化と広場創出 (兵庫県姫路市)

道路先占り利用と夜間オープンカフェ (福岡県北九州市)

公園を芝生や同様の2階改修で再生 (東京都豊島区)

4 - 5 -



# 1. 取組の背景

## (2) 中心市街地における現状と課題

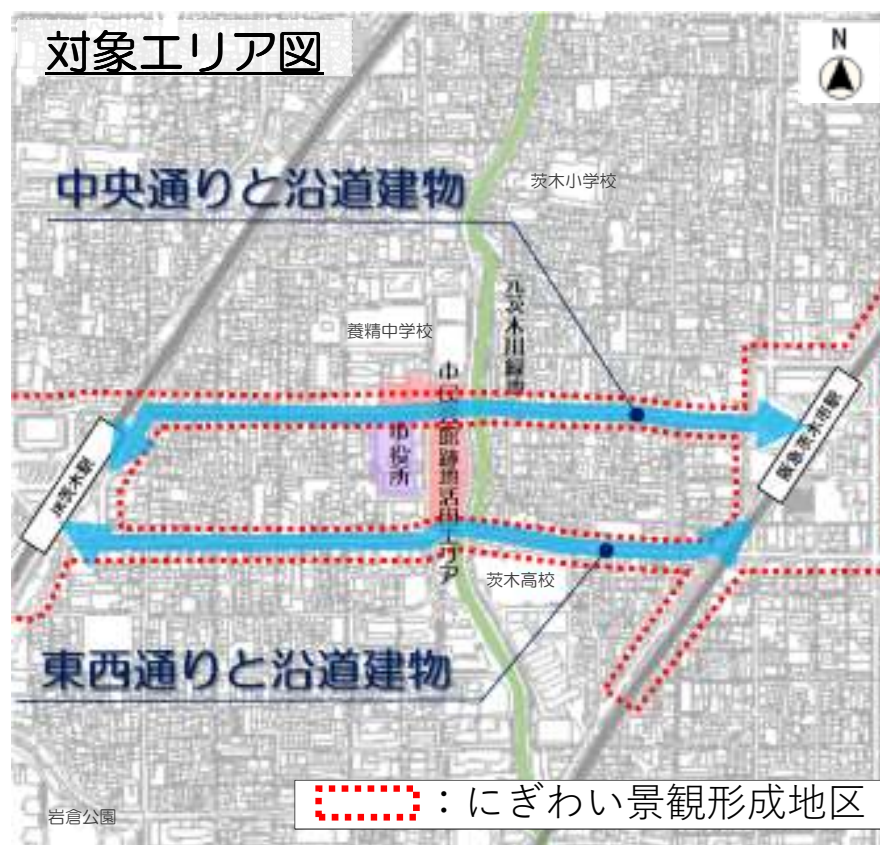
### ①東西軸（拠点をつなぐ都市的要素をつなぐ軸）：中央通り、東西通り

- ・本市のメインストリートである東西軸（中央通り、東西通り）は、歩道が狭く、自動車中心の道路となっています。さらに、自転車の利用者も多く、歩道上で歩行者・自転車の錯綜がみられます。
- ・また、日差しを遮るものや座る場所が少ないため滞在しにくく、通り過ぎる歩行者が多いため、にぎわいに欠けています。
- ・景観計画では、中心市街地を「にぎわい景観形成地区」へ位置づけ、良好な景観形成を誘導していますが、通り全体のイメージの共有や空間の活用の視点が不足しています。

#### ●中央通り



#### ●東西通り





# 1. 取組の背景

## (2) 中心市街地における現状と課題

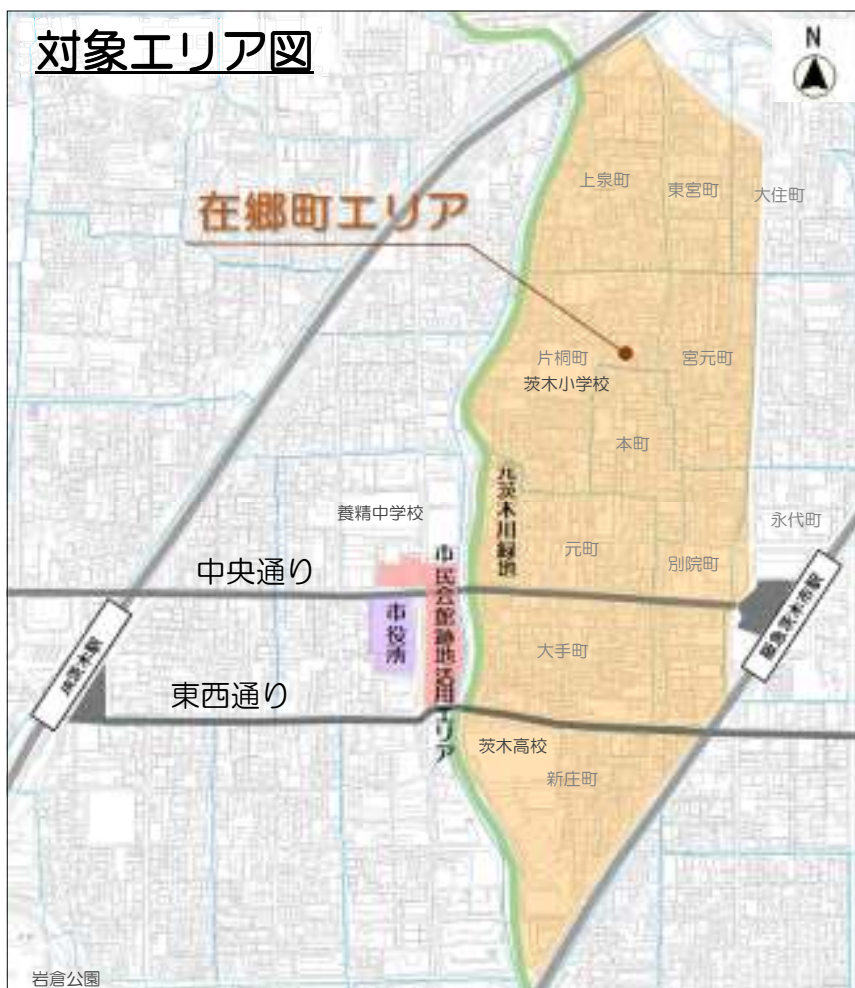
### ②在郷町エリア（歴史文化が感じられる街の個性）

- ・茨木城廃城後、在郷町として発展した中心市街地には、歴史・文化的価値のある町家等が多く残されていますが、保全及び活用がされておらず、その数が減りつつあります。
- ・景観計画では、景観形成地区などの位置づけは無く、在郷町エリアとしてのあり方を整理する必要があります。

#### ●歴史・文化的にも価値がある町家



#### ●災害等により損失・滅失した町家



# 1. 取組の背景

## (2) 中心市街地における現状と課題

### ③屋外広告物

- ・大阪府屋外広告物条例に基づき規制しており、本市景観計画と整合が図れていません。
- ・そのため、特に商業系用途地域や幹線道路沿道において、景観に配慮されていない屋外広告物が多くみられ、広告物の数量や面積、色彩が過度な傾向にあります。

#### ●商業系用途地域



#### ●幹線道路沿道





# 2. 取組の目的と成果

## (1) 東西軸

### 【目的】

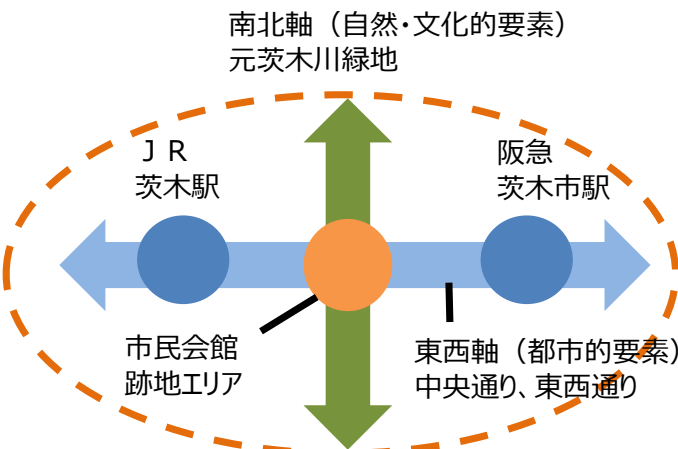
- ・ 中心部の各拠点をつなぐメインストリートとして、道路空間と沿道建築物が一体となった、歩いて楽しく滞在や活動したくなるような魅力ある景観形成を図ることにより、各拠点のにぎわいを面的に広げ、中心市街地の活性化に寄与します。

### 【取組の成果】

- ・ そのための指針となるストリートデザインガイドラインを策定するとともに、必要事項を景観計画に反映します。

### ● 拠点からエリア（面）へ、にぎわいの広がりイメージ

活動を促す場づくり(拠点・ハード)  
⇒ 面で捉え、波及効果を生み出す



東西軸において、歩いて楽しく滞在や活動したくなるような魅力ある景観形成を図ります



### ストリートデザインガイドラインの策定

#### ■ ガイドラインに記載を検討する項目

- ・ エリアの将来像
- ・ 道路空間のデザイン  
→ 路面、照明灯、街路樹、サインなどのデザイン
- ・ 沿道建築物のファードデザインなどの基準
- ・ 空間の利活用、運営の方針や仕組み
- ・ 整備工程 など



### 景観計画への反映

#### ■ 景観計画に記載を検討する項目

- ・ 道路空間のデザイン (東西軸を景観重要公共施設へ位置づけ)  
→ 整備に関する事項及び占用基準として反映
- ・ 沿道建築物のファードデザインなどの基準  
→ 景観形成地区及び景観形成基準として反映
- ・ ガイドラインの位置づけについても検討

## 2. 取組の目的と成果

### (2) 在郷町エリア

#### 【目的】

- ・ 中心市街地に残る町家などの歴史・文化的資産を活かした景観まちづくりを、地域住民等が主体となって進め、地域に愛された個性ある街並みを形成することにより、中心市街地、ひいては市としての風格や価値の向上を目指します。

#### 【取組の成果】

- ・ そのための指針となるまちづくりガイドラインを策定するとともに、必要事項を景観計画に反映します。

### ● 町家活用・保全の取組継続によるエリアの価値向上

保全・修景



中心市街地や市としての  
風格や価値の向上

活用



#### 事例1

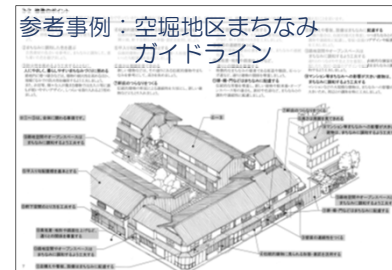


- ・
- ・
- ・

### まちづくりガイドラインの策定

#### ■ ガイドラインに記載を検討する項目

- ・ エリアの将来像
- ・ 公共空間のデザイン  
→ 路面、照明灯、サインなどのデザイン
- ・ 町家やその他の建築物のデザイン基準
- ・ 民間オープンスペースのデザイン
- ・ 町家等の利活用の方針
- ・ 利活用の仕組みや支援策
- ・ まちなみ形成や保全に向けた地域のルール など



参考事例：空堀地区まちなみ  
ガイドライン



参考事例：堺環濠都市北部地区  
まちなみガイドライン

### 景観計画への反映

#### ■ 景観計画に記載を検討する項目

- ・ 町家等の建築物・オープンスペースのデザイン基準  
→ 景観形成地区及び景観形成基準として反映
- ・ ガイドラインの位置づけについても検討予定

## 2. 取組の目的と成果

### (3) 屋外広告物

#### 【目的】

- ・ 景観計画と整合した屋外広告物の誘導を図り、地区の特性に応じて建築物等と一体となった魅力ある景観形成を目指します。

#### 【取組の成果】

- ・ そのための指針となるガイドラインを策定し、規制基準については市独自の条例を制定し、位置づけるとともに、景観計画にも反映します。

### ●本市独自の屋外広告物条例の制定・景観計画への反映

#### 地区の特性に応じた規制基準

##### ●地区の特性イメージ

##### 商業系用途地域

拠点・駅前  
快適性・にぎわい  
など

##### 幹線道路沿道

眺望  
統一感  
など

⋮  
⋮  
⋮

規制基準  
の設定

#### 屋外広告物ガイドラインの策定

ガイドラインは、屋外広告物の規制基準についてのわかりやすい解説版として策定します。また、許可申請手続きについても記載します。



参考事例：枚方市屋外広告物ガイドライン

参考事例：高槻市屋外広告物ガイドライン

良い事例も盛り込み、  
良好な屋外広告物の  
誘導ツールとして  
活用します。

#### 景観計画への反映・条例の制定

##### ■景観計画・屋外広告物条例に記載を検討する項目

- ・ 地区ごとの規制基準（数量、面積、色彩など）



# 3. 取組の進め方とスケジュール

## (1) 東西軸





# 3. 取組の進め方とスケジュール

## (2) 在郷町



# 3. 取組の進め方とスケジュール

## (3) 屋外広告物

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
取組の進め方とスケジュール	現況調査・分析等	<p>規制誘導方針および具体的な規制内容の検討</p> <p>調査から得られた、屋外広告物の地区特性を元に、課題地区を中心に規制誘導方針とその内容を検討します。</p> <p>屋外広告物ガイドライン（素案）の作成</p>	<p>屋外広告物ガイドライン（案）の検討</p> <p>令和3年度を取組を踏まえ、ガイドラインの内容を整理するとともに、条例案、景観計画への反映を検討します。</p> <p>屋外広告物ガイドライン（案）の作成</p>	<p>屋外広告物ガイドラインの策定</p> <p>景観計画への反映（景観計画変更）</p> <p>屋外広告物条例の制定</p>

## 4. 令和2年度の取組内容（詳細）

### ◆現況調査・分析等

#### 【調査目的】

令和3年度・令和4年度に実施するWS・社会実験において活用する基礎資料として、各種状況を把握する調査を実施し、データ分析・整理を行います。また、事業者等活動の担い手や地域団体の代表者など、キーパーソンへのヒアリングを実施し、方向性の確認や地域の状況把握を行います。

### 東西軸検討に関する調査等

#### ① 東西軸沿道建物・構造物調査（実施時期：令和3年1月・2月）

【調査概要】東西軸沿道の建物について、色彩、1階部分の利用状況（用途、植栽、軒先の活用等）、屋外広告物、空地・空家等、さらには道路構造物（サイン、ストリートファニチャー等）を調査し、ワークショップや社会実験に向けた資料整理を行います。

#### ② 交通量調査（実施時期：令和3年2月3日（平日）、2月7日（休日））

【調査概要】東西軸における交通実態の把握のため、交通量の基礎データ把握に向けた調査を実施します。調査には、自動車・歩行者・自転車交通量のカウントを実施します。

#### ③ 中心市街地における公共空間の利用実態調査（実施時期：令和3年3月上旬）

【調査概要】Beacon・GPSデータを活用し、中心市街地の人の滞留場所、滞在時間、人の流れを把握します。さらに、滞留が見られた箇所や道路などの公共空間において利用実態を把握します。

#### ④ 地元組織・キーパーソンへのヒアリング（実施時期：令和3年2月・3月）

【調査概要】次年度以降のワークショップや社会実験に向けて、事業者等活動の担い手や地域団体の代表者など、キーパーソンへのヒアリングを実施し、地域の特徴や目指す方向性について、意見交換を実施します。

## 4. 令和2年度の取組内容（詳細）

### ◆現況調査・分析等

#### 在郷町エリアに関する調査等

##### ① 在郷町における町家分布・魅力調査（実施時期：令和3年1月下旬・2月）

【調査概要】平成21年に実施した町家実態調査の結果を踏まえ、約10年経過した現在の状況調査を実施し、現存状況等を把握します。また、在郷町の中でまちなみや公共空間の特徴（特徴的な構造物、建築物の形態、素材や色彩など）を抽出し、エリアの将来像作成に向けた基礎資料として整理します。

##### ② 歴史・文化的価値整理の為の建造物文献調査（実施時期：1月～2月）

【調査概要】歴史的又は文化的な価値がある建物について、保全の可能性を模索するため、在郷町を含めた全市的なエリアにおいて、文献調査により対象建物の抽出を行います。

##### ③ 大学や地域の小学校との連携検討、地元組織・キーパーソンへのヒアリング（実施時期：1月～3月）

【調査概要】エリアでの取組の機運を高めるため、将来像検討などのワークショップに先立ち、大学生や地域の小学生との連携について検討します。また、事業者等活動の担い手や地域団体の代表者など、キーパーソンへのヒアリングにより、エリアの特性や魅力の抽出を実施します。そこでの成果をワークショップで共有することで、多様な視点からの意見を反映させます。

#### 屋外広告物の調査等

##### ① 屋外広告物の現況調査（実施時期：令和3年1月～2月）

【調査概要】現在、本市が抱える屋外広告物に関する課題を全市的な視点（特に、商業系用途地域と幹線道路沿道）から整理し、本市独自の規制基準検討の下調査として実施します。

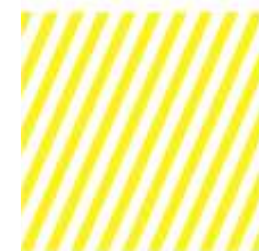
## 事業検討体制と審議会等のスケジュール

---

2021年2月12日

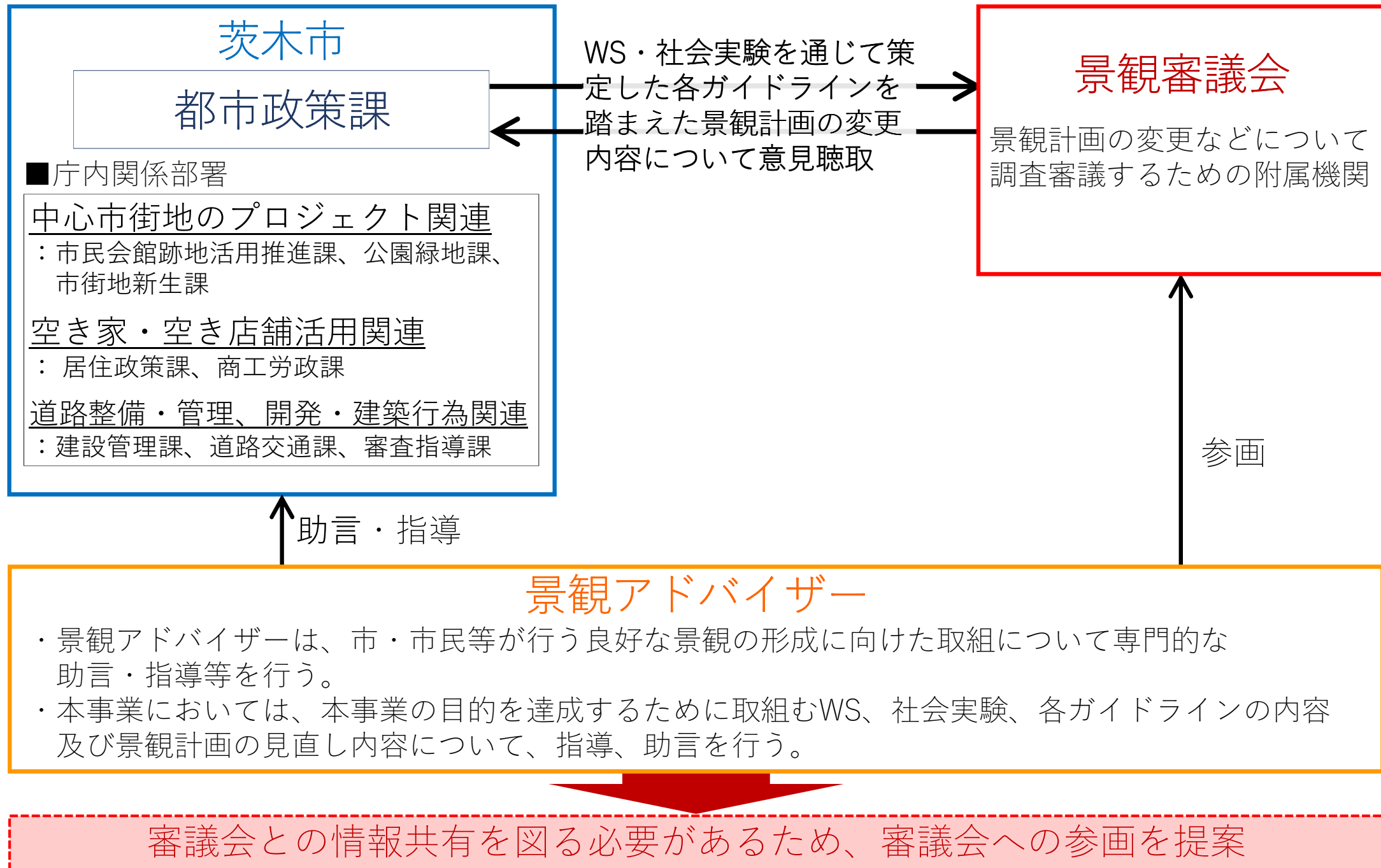
茨木市 都市整備部 都市政策課

次なる  
茨木へ。



茨木には、次がある。

# 検討体制と景観審議会・景観アドバイザーの役割・関係性



# 景観アドバイザーの紹介

分野	氏名	所属・役職
建築・色彩	中井川 正道	京都美術工芸大学 工芸学部 教授
ランドスケープ	武田 重昭	大阪府立大学大学院 生命環境科学研究科 准教授
環境デザイン	松本 邦彦	大阪大学大学院 工学研究科 助教



# 景観審議会とアドバイザー会議の開催イメージ

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
<b>景観審議会</b>		● ● ●	● ●	● ● ●
		<ul style="list-style-type: none"> <li>各年度、前半に『前年度取組の報告』、『当該年度取組の予定』を説明</li> <li>後半では、『当該年度取組の中間報告』、『次年度取組概要』を説明</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>R5年度は、景観計画変更内容を審議予定</li> </ul>
<b>アドバイザー会議</b>		← 年6回程度開催予定	← 年6回程度開催予定	← 年3回程度開催予定
		<ul style="list-style-type: none"> <li>景観アドバイザー会議は必要に応じ、適宜開催を予定</li> </ul>		
<b>(再掲) 東西軸</b>	現況調査・分析等 ↓ 反映 WSの事前準備	ワークショップ等を通じた将来像等の検討・共有 ↓ 反映 社会実験に向けた検討	公共空間の使い方の検討・社会実験 ↓ 反映 ストリートデザインガイドラインの検討	管理・運営組織の検討 ↓ 反映 ガイドラインの策定
<b>(再掲) 在郷町</b>	現況調査・分析等 ↓ 反映 WSの事前準備	大学生・地域の小学生によるフィールドワーク ワークショップ等を通じた将来像等の検討・共有 社会実験に向けた検討	町家等活用策の検討・社会実験 ↓ 反映 まちづくりガイドラインの検討	活用の支援策としくみの検討 ↓ 反映 まちづくりガイドラインの策定
<b>(再掲) 屋外広告物</b>	現況調査・分析等	規制誘導方針および具体的な規制内容の検討	屋外広告物ガイドラインの検討	屋外広告物ガイドラインの策定

景観計画への反映 景観計画変更)

条例の制定 屋外広告物